

社会福祉法人長須賀保育園 行動計画

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一体的な一般事業主行動計画を策定し、仕事と子育て・介護等の両立を支援するための職場環境づくりを行う。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容

(目標)

(1) 育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性職員…計画期間中に3日以上を対象者50%以上が取得する。

女性職員…取得率を100%とする。

(2) 有給休暇取得率70%以上とする。

(取組内容)

(1) 施設内掲示やホームページ等を活用した行動計画の周知

(2) 支援制度周知や情報提供及び相談体制の整備

(3) 定期的に面談等を実施し、課題を洗い出す

(4) 3歳に満たない子を養育する女性職員の委員会等の活動免除

(5) 有給休暇取得率目標の掲示